

我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会
第1回制度デザイン検討ワーキンググループ
議事要旨

- **日時：**令和6年7月25日（火）9時00分～11時00分
- **場所：**経済産業省別館244共用会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ **議題：**

1. 開会
2. 事務局説明
3. 自由討議
4. 閉会

■ **議事概要**

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- AI関連のソフトウェア著作権であることを示すために必要なエビデンスについて、専門家の知識を予め集約した上で、この場で議論すると良い。ソフトウェアのプログラムには、社外に公開していない企業の営業秘密に該当するものもある。特に、AI関連プログラムでは、学習モデルのプログラムや学習データ等が企業秘密に当たる。このような情報の開示要請は避けて欲しい。ソフトウェアの機能や用途等から判断する仕組みが望ましい。
- 日本企業の多くは他社のコアモデルを利用し、個別特化型のモデルや RAG 等の機能拡張生成を組み合わせることで AI サービスを提供しているため、コアモデルのライセンスを受けて AI 関連ソフトウェアを提供する類型を追加して欲しい。また、コアモデル利用対価としてライセンス費を支出した際の適格研究開発費の計算方法例についても併せてお示し頂けるとありがたい。
- 本税制の対象となる所得は、企業が主に国内で、自ら開発した知財に限られる。他社からライセンスを受けた知財を利用して自社開発した知財が該当するか疑問である。
- 資料4のp18において、AI関連プログラムの対象知財の範囲が説明されている。基盤モデルから矢印が上に伸びており、個別/特化モデルと記載されている。他の企業から基盤モデルのライセンスを受けた上で、個別/特化モデルが開発される場合も本制度の適用対象と想定される。

- 資料 4 の p4 において、自己創出比率を説明している。他社から特許権や AI 関連ソフトウェアのライセンスを受けて研究開発を行うケースも想定される。この場合、自己創出比率の計算をする上で、ライセンス費は分子から除外するため、他社の知財を使えば使うほど、自己創出比率が小さくなる。この計算方法について、ガイドラインで決めていかなければいけない。
- 基盤モデルを利用して新たに別のプログラムを作るのであれば、基盤モデルとは別の著作物ないし著作権として条文上も該当する。基盤モデルのソースコードを少々変更する程度であれば二次的著作物となり、二次的著作物も新たな創作部分には著作権が発生するため条文上も該当する。法的には、著作物性の有無の確認をすべきであるが、裁判所においてプログラムの著作物性が認められるハードルは高い。一方で、実際に AI 関連のソフトウェアの著作権をライセンスあるいは譲渡して取引が発生し、価値が認められて利益が発生している事実がある。著作物性の有無の判断を求めると制度が回らなくなるため、審査の対象としないほうが良い。
- 資料 4 の p18 の①において、(データ収集、データ前処理等)とデータに関する言及がある。AI 関連のソフトウェアにはモデルとデータセットで成り立つものと、学習済みのモデルのみとがある。本税制の対象は AI 関連プログラムであるため、前者の場合にモデルのみが対象となると、モデルとデータセットとを価格を含めて分けていないケースが多いため、実務上分けられるか懸念する。
- 特許権にノウハウや図面が含まれる場合に、特許権と一体不可分であれば取引全体の収益を対象とする点について、一体不可分の判断が実務上は難しい。特許権にノウハウ等が付随する場合は一体不可分であることが明確だが、ノウハウや図表が主で特許権が付随する場合もある。ライセンス契約上、特許権の対象分に相当するロイヤルティが明示されていれば問題ないとすれば、契約書本文に明示する実務が求められる。しかし、現状は丸ごとのロイヤルティを記載するのみで、特許権の割合や金額は記載していないため、どう分けるのか様々な業界で悩まれると思う。
- 資料 4 の p25 のクロスライセンス契約について、A 社が提供する特許権 a、特許権 b、特許権 c と、B 社から提供される特許権 d、特許権 e について、契約を分けて a、b、c だけの契約とすれば、全額が所得と認識されるのではないか。税制優遇を受けるために契約を分ける実務が許されてしまうと、本税制の趣旨に反すると感じる。
- 資料 4 の p27 のパテントプールについて、B 社が A 社の関連会社の場合、関連者への

ライセンスに該当し本税制の対象外となる。しかし、実質的にはサブライセンス先の C 社から B 社にロイヤルティが入るため、関連会社から得られた収入ではない。実態により判断するのか、形式的に判断せざるを得ないのかが論点となる。

- 特許を保有する親会社が事業子会社にライセンスを行い、事業子会社が実施してライセンス収入を得た場合にも、B 社の所得は本税制の対象外になる。会社の形態により恩恵を受けられる企業とそうでない企業が生じることは良くない。企業単体で考えるべきなのか、関連会社を含めて企業グループとして連結で考えるべきなのかについて、外部からの収入に対するロイヤルティであるという考え方をしなければ、会社の形態による違いが生じてしまう。
- 特許権を A 社が保有し、子会社である B 社がクラウド上に設置してサービス提供するケースもある。研究開発機に特化した会社と営業子会社とをグループ会社の中で分けっていると、A 社が自らライセンスをすることが難しい事例に該当する。
- A 社が親会社、B 社が子会社として共同研究を親子間で実施する場合、創出された知財は親会社の A 社で保有し、B 社が窓口となりライセンスを行うこともある。あるいは、A 社が直接にライセンスを行うと攻撃を受ける場合があるため、事業を実施しない関係会社が窓口となり、交渉しているケースもある。
- 資料 4 の p28 における、ソフトウェアを通じた人的役務等のサービスの提供を主目的とするライセンス契約について、どのような事例が該当するのか分かりにくいため、補足の説明や具体的な事例を示すと良い。
- 資料 4 の p30 について、アップデートを含めた取引全体を適格ライセンス取引と解することには違和感を覚える。これを認めてしまうと、何を含めて何を含めないかの判断に困ることになる。他方、アップデートを含めた保守サポートを包括的に契約するケースが多いため、ライセンスの部分とアップデートの部分の切り分けることは非常に難しい。契約においてアップデート部分の額は明示されておらず、年間利用料の中にいくら含まれているかの判断は難しい。
- 資料 4 の p31 について、所得の配分は非常に難しい。会計基準的には収益認識基準で独立販売価格に戻して配分することになるが、必ずしも契約の明細が会計上の収益と合致しているわけではない。この点も踏まえて、検討して欲しい。
- 資料 4 の p24～26 の適格ライセンス取引の具体例、並びに、資料 4 の p 31 の適格譲渡

取引の具体例は十分に記載されており、医薬品業界は概ね対応可能である。

- 特許を受ける権利を譲渡した場合に関する記載がない。特許出願の譲渡や、特許出願前の特許を受ける権利の譲渡について、本制度の対象となるかを整理して欲しい。仮通常実施権については言及があるため、特許を受ける権利について説明する際には、仮通常実施権の取り扱いとのバランスに配慮し、どのようなロジックで示したら納得感が高まるのかという視点で整理すると良い。
- 特許を譲渡する際、通常はファミリー単位で譲渡し、未登録のものが含まれるケースがある。このような取引ではバルクで値付けしており、未登録分の切り分けは難しい。大きな取引では対象知財と対象外の知財が混在しており、分けて契約することはない。混在する契約が対象外になると、対象となる契約がかなり絞り込まれてしまう。
- ファミリーに未登録の特許が含まれることに加え、新旧の特許を含んだライセンスや、特許、ノウハウ、商標が混在するライセンスもある。これらをどう考えるのか、ガイドラインの中で明確にしなければいけない。
- バルクで売買すると未登録のものが必ず含まれる。混在する契約が対象外になるのは問題である。対象とするためにどうすべきかを示さないといけない。特許番号や出願番号で特定しているもの以外にも、分割出願などの形でまだ生まれていないが、将来生まれるかもしれないものも含めて、ライセンスや譲渡する場合も多い。切り分けができないため対象外となるのであれば、契約上の工夫が必要である。
- 海外にライセンスする際に、日本の制度を適用するために分けている部分を、海外のライセンス相手に理解され採用されるのか。OI型の税額控除においても同様の問題が生じており、国内はある程度理解してもらえるが、海外では理解してもらえないことがある。
- ガイドライン素案の p9 において、生成 AI により製作されたプログラムは著作権を有しないこととされていることから、生成 AI によって製作されたプログラムは対象外となります、とある。一方、文化庁の考え方では、生成 AI により製作された部分においても、人の創作意図・創作的寄与が創作的表現に認められるのであれば、著作権が発生し得ると示されている。文化庁の考え方に従い、著作権が発生し得るのであれば、対象にして良いと思う。
- ガイドライン素案の p8 において、権利者に関する記載がある。従業員が出願者にな

ることは稀であるため、従業員が出願時点で発明者であるか、もしくは申告法人が出願時点で出願者、という修正をすると良い。

- 同一の知的財産権から複数のライセンス収益を得ている場合の、収益から減算する費用の按分方法について、例えば、A 社、B 社、C 社に同一の特許をライセンスする場合、3 社からの収益の合計を 1 つの収益とし、これらに要した費用も 1 つの費用として見ているため、按分する必要性が分からない。
- ライセンスのタイミングが同じならば按分の計算はできると思う。ライセンスの時期がずれている場合に、遡ってどうするのかの問題がある。この点も考慮しなければならない。
- 費用の按分は非常に難しい。企業で行われている原価計算とは別の方法で行うとなると、かなりの実務負担が生じる。収益の按分も難しいため、簡便的な方法を検討する方が良い。

以上

お問い合わせ先
経済産業省イノベーション・環境局
研究開発課
電話：03-3501-9221